



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

- 人事委員会規則
 - *68 職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則 1
 - *69 人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則 16
- 教育委員会規則
 - *17 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 17
 - *18 産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則 22
 - *19 定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則 24
 - *20 市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 25
 - *21 市町村立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則 26
 - *22 市町村立学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 27
 - *23 市町村立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則 28
 - *24 市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則 29
 - *25 市町村立学校職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則を廃止する規則 30
 - *26 市町村立学校職員の給与に関する条例附則第13項、第15項又は第16項の規定による給料に関する規則 31

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第68号

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月23日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

職員の定年等に関する規則（昭和60年和歌山県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨) 第1条 この規則は、職員の定年等に関する条例（昭和59年和歌山県条例第3号。以下「条例」という。）の規定に基づき、<u>職員の定年等に関する必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ① 勤務延長 条例第4条第1項の規定により職員を引き続いて勤務させることをいう。 ② <u>勤務延長職員 条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員をいう。</u></p>	<p>(趣旨) 第1条 この規則は、職員の定年等に関する条例（昭和59年和歌山県条例第3号。以下「条例」という。）<u>第4条第5項の規定に基づき、職員の定年等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定義) 第2条 この規則において「勤務延長」とは、<u>条例第4条第1項の規定により職員を引き続いて勤務させることをいう。</u></p>

(勤務延長の承認の申請)

第3条 任命権者は、条例第4条第1項ただし書の規定により異動期間（条例第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下同じ。）を延長した職員の勤務延長について人事委員会の承認を得ようとする場合には、異動期間を延長した職員の勤務延長の承認申請書（別記第1号様式）に次条に規定する書面の写し及び勤務記録カードの写しを添付し、人事委員会に申請しなければならない。

2 任命権者は、条例第4条第2項の規定により勤務延長の期限の延長について人事委員会の承認を得ようとする場合には、勤務延長の期限の延長承認申請書（別記第2号様式）に次条に規定する書面の写し及び勤務記録カードの写しを添付し、人事委員会に申請しなければならない。

(勤務延長に係る職員の同意)

第4条 略

(勤務延長職員の異動の承認)

第5条 任命権者は、勤務延長を行った職員又は勤務延長の期限を延長した職員を異動させる必要がある場合には、勤務延長職員の異動承認申請書（別記第3号様式）及び勤務記録カードの写しを提出し、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならない。

(条例第6条第3号の人事委員会規則で定める職)

第6条 条例第6条第3号の人事委員会規則で定める職は、次の各号に定める職（条例第6条第1号に掲げる職を除く。）とする。

(1) 次に掲げる職務に従事する警察官以外の警察職員の占める職

ア 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第1号）別表第1アの表に掲げる職務の級が6級に分類される警察本部の管理官及び警察署の会計官の職務

イ 職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）別表第4イの表に掲げる職務の級が4級に分類される総括研究員の職務

(2) 教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）第2条各号に掲げる主幹教諭の職

(異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があった場合)

第7条 条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

(異動期間の延長の承認の申請)

第8条 任命権者は、条例第9条第2項又は第4項の規定により延長された異動期間の更なる延長について人事委員会の承認を得ようとする場合には、異動期間の延長承認申請書（別記第4号様式）に第11条に規定する書面の写し及び勤務記録カードの写しを添付し、人事委員会に申請しなければならない。

(勤務延長)

第3条

任命権者は、条例第4条第2項の規定により勤務延長の期限の延長について人事委員会の承認を得ようとする場合には、勤務延長の期限の延長承認申請書（別記第1号様式）に次条に規定する書面の写し及び勤務記録カードの写しを添付し、人事委員会に申請しなければならない。

第4条 略

第5条 任命権者は、勤務延長を行った職員又は勤務延長の期限を延長した職員を異動させる必要がある場合には、勤務延長職員の異動承認申請書（別記第2号様式）及び勤務記録カードの写しを提出し、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならない。

(特定管理監督職群を構成する管理監督職)
 第9条 条例第9条第3項の人事委員会規則で定める管理監督職は、教育職員の給与に関する条例第2条各号に掲げる校長、副校長及び教頭とする。

(条例第9条第3項又は第4項の規定による任用)
 第10条 条例第9条第3項又は第4項の規定により特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員のうちいずれをその異動期間を延長し、引き続き管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任するかは、任命権者が、人事評価の結果、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる職員を、公正に判断して定めるものとする。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)
 第11条 条例第10条に規定する職員の同意は、書面によるものとする。

(定年前再任用希望者に明示する事項及び定年前再任用希望者の同意)
 第12条 任命権者は、定年前再任用(条例第12条の規定により採用することをいう。以下同じ。)を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者(以下この条及び次条において「定年前再任用希望者」という。)に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。
 (1) 定年前再任用を行う職に係る職務内容
 (2) 定年前再任用を行う日
 (3) 定年前再任用をされた場合の給与
 (4) 定年前再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間
 (5) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

(定年前再任用の選考に用いる情報)
 第13条 条例第12条の人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報とする。
 (1) 能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
 (2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要なとされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(人事異動通知書の交付)
 第14条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に職員の任用等に関する規則(昭和29年和歌山県人事委員会規則第2号)第34条の規定による人事異動通知書(以下この条において「人事異動通知書」という。)を交付しなければならない。ただし、第1号、第6号又は第10号に該当する場合のうち、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認める場合は、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。
 (1)～(6) 略
 (7) 条例第8条第1項に規定する他の職への降任等を行う場合(条例第11条の規定による場合を含む。)

(人事異動通知書の交付)
 第6条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に職員の任用等に関する規則(昭和29年和歌山県人事委員会規則第2号)第41条第1項の規定による人事異動通知書(以下この条において「人事異動通知書」という。)を交付しなければならない。ただし、第1号又は第6号に該当する場合のうち、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認める場合は、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に替えることができる。
 (1)～(6) 略

- (8) 条例第9条各項の規定により異動期間を延長する場合
 (9) 定年前再任用を行う場合
 (10) 任期の満了により定年前再任用短時間勤務職員(条例第12条の規定により採用された職員をいう。附則第2項及び第5項において同じ。)が当然に退職する場合

(報告)

第15条 任命権者は、毎年5月末日までに、勤務延長の状況報告書(別記第5号様式)を提出して、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長(条例第4条第1項ただし書の規定による人事委員会の承認を得たものを除く。)の状況を人事委員会に報告しなければならない。

2 任命権者は、毎年5月末日までに、異動期間の延長の状況報告書(別記第6号様式)を提出して、その年の前年の4月2日からその年の4月1日までの間に条例第9条第1項又は第3項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を人事委員会に報告しなければならない。

3 任命権者は、毎年5月末日までに、定年前再任用の状況報告書(別記第7号様式)を提出して、前年度における定年前再任用の状況を人事委員会に報告しなければならない。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、昭和60年3月31日から施行する。

(情報の提供)

2 条例附則第6項の規定により職員に提供する情報は、次に掲げる情報(第1号、第3号及び第4号に掲げる情報にあつては、当該職員が年齢60年(職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年和歌山県条例第42号。以下「改正条例」という。)による改正前の条例第3条第2号に掲げる職員にあつては同号に定める年齢。以下この項及び第5項において「年齢60年等」という。)に達した日以後に適用される措置に関する情報に限る。)とする。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2から第28条の5までの規定による管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する情報
 (2) 定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する情報
 (3) 次に掲げる規定による年齢60年等に達した日後における最初の4月1日以後の当該職員の給料月額を引き下げる給与に関する特例措置に関する情報
 ア 職員の給与に関する条例附則第17項から第24項までの規定
 イ 教育職員の給与に関する条例附則第12項から第19項までの規定
 ウ 市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号)附則第11項から第17項までの規定
 エ 警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)附則第10項から第19項までの規定
 (4) 職員の退職手当に関する条例(昭和37年和歌山県条例第57号)附則第17項から第20項までの規定による当該職員が年齢60年等に達した日から条例第3条第1項に規定する定年に達する日の前日までの間に非違によることな

(報告)

第7条 任命権者は、毎年6月末日までに、勤務延長の状況報告書(別記第3号様式)を提出して、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の状況を人事委員会に報告しなければならない。

附 則
(施行期日)

この規則は、昭和60年3月31日から施行する。

く退職をした場合における退職手当の基本額を当該職員が当該退職をした日に地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置に関する情報

⑤ 前各号に掲げるもののほか、条例附則第6項の規定により勤務の意思を確認するため必要であると任命権者が認める情報

3 前項の規定は、条例附則第7項の規定により警察法(昭和29年法律第162号)第56条の2第1項に規定する特定地方警務官(第6項において「特定地方警務官」という。)に提供する情報について準用する。この場合において、前項中「附則第6項」とあるのは「附則第7項」と、「により職員」とあるのは「により警察法(昭和29年法律第162号)第56条の2第1項に規定する特定地方警務官」と、「当該職員」とあるのは「当該特定地方警務官」と、「年齢60年(職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年和歌山県条例第42号。以下「改正条例」という。)による改正前の条例第3条第2号に掲げる職員にあっては同号に定める年齢。以下この項及び第5項において「年齢60年等」という。)」とあるのは「年齢60年」と、同項第1号中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2から第28条の5までの規定による管理監督職勤務上限年齢による降任等」とあるのは「警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務警察官(条例第12条の規定により採用された警察官をいう。)」と、同項第3号及び第4号中「年齢60年等」とあるのは「年齢60年」と、同項第5号中「任命権者」とあるのは「警察本部長」と読み替えるものとする。

(勤務の意思の確認)

4 任命権者は、条例附則第6項の規定により職員の勤務の意思を確認する場合は、そのための時間を十分に確保するよう努めなければならない。

5 勤務の意思の確認においては、次に掲げる事項を確認するものとする。

- (1) 引き続き常時勤務を要する職を占める職員として勤務する意思
- (2) 年齢60年等に達する日以後の退職の意思
- (3) 定年前再任用短時間勤務職員として勤務する意向
- (4) その他任命権者が必要と認める事項

6 附則第4項及び前項の規定は、条例附則第7項の規定により特定地方警務官に確認する事項について準用する。この場合において、附則第4項中「任命権者」とあるのは「警察本部長」と、「附則第6項」とあるのは「附則第7項」と、「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、前項第1号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、同項第2号中「年齢60年等」とあるのは「年齢60年」と、同項第3号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務警察官」と、同項第4号中「任命権者」とあるのは「警察本部長」と読み替えるものとする。

別記第1号様式から別記第3号様式までを削り、附則の次に別記様式として次の7様式を加える。

別記第1号様式 (第3条関係)

異動期間を延長した職員の勤務延長の承認申請書

第 号
年 月 日

和歌山県人事委員会事務局長 様

任命権者 職 氏 名 印

職員の定年等に関する条例第4条第1項ただし書の規定に基づき、異動期間を延長した職員の勤務延長について下記のとおり申請します。

記

勤 務 延 長 す る 予 定 者			
氏 名		生年月日	年 月 日生 (満 歳)
所 属 部 課 名		役 職 名	
給 料	職給料表 級 号給		
定 年 年 齢	歳	定年退職日	年 月 日
管 理 監 督 職 勤 務 上 限 年 齢	歳	異 動 期 間 の 末 日	年 月 日
異動期間の延長理由			
現に従事している 職 務 内 容			
勤 務 延 長 の 理 由			
勤 務 延 長 の 期 限	年 月 日		
そ の 他 参 考 事 項			

添付書類 (1) 勤務記録カードの写し (2) 本人の同意を得た書面の写し (3) その他参考書類

別記第2号様式 (第3条関係)

勤務延長の期限の延長承認申請書

第 号
年 月 日

和歌山県人事委員会事務局長 様

任命権者 職 氏 名 印

職員の定年等に関する条例第4条第2項の規定に基づき、勤務延長の期限の延長の承認について下記のとおり申請します。

記

期 限 を 延 長 す る 予 定 者			
氏 名		生年月日	年 月 日生 (満 歳)
所 属 部 課 名		役 職 名	
給 料	職給料表 級 号給		
定 年 年 齢	歳	定年退職日	年 月 日
勤務延長の理由			
現に従事している職務内容			
期限を延長する理由			
期限延長後の期限	年 月 日		
その他参考事項			

添付書類 (1) 勤務記録カードの写し (2) 本人の同意を得た書面の写し (3) その他参考書類

別記第3号様式 (第5条関係)

勤務延長職員の異動承認申請書

第 号
年 月 日

和歌山県人事委員会事務局長 様

任命権者 職 氏 名 印

職員の定年等に関する規則第5条の規定に基づき、勤務延長職員の異動の承認について下記のとおり申請します。

記

異 動 後 の 職			
所 属 部 課 名		役 職 名	
給 料	職給料表		級 号給
発 令 予 定 年 月 日	年	月	日
職 務 内 容			
異 動 予 定 者			
氏 名		生 年 月 日	年 月 日生 (満 歳)
所 属 部 課 名		役 職 名	
給 料	職給料表		級 号給
定 年 年 齢	歳	定年退職日	年 月 日
勤 務 延 長 の 理 由			
勤 務 延 長 の 期 限	年	月	日
現 に 従 事 し て い る 職 務 内 容			
異 動 さ せ る 理 由			
そ の 他 参 考 事 項			

添付書類 (1) 勤務記録カードの写し (2) 本人の同意を得た書面の写し (3) その他参考書類

別記第4号様式 (第8条関係)

異動期間の延長承認申請書

第 号
年 月 日

和歌山県人事委員会事務局長 様

任命権者 職 氏 名

職員の定年等に関する条例第9条第2項 (第4項) の規定に基づき、異動期間の更なる延長の承認について下記のとおり申請します。

記

異 動 期 間 を 更 に 延 長 す る 予 定 者			
氏 名		生年月日	年 月 日生 (満 歳)
所 属 部 課 名		役 職 名	
給 料	職給料表 級 号給		
管 理 監 督 職 勤 務 上 限 年 齢	歳	異 動 期 間 の 末 日	年 月 日
現に従事している 職 務 内 容			
異動期間を更に延長 しようとする理由			
更に延長した後の 異 動 期 間 の 末 日	年 月 日		
そ の 他 参 考 事 項			

添付書類 (1) 勤務記録カードの写し (2) 本人の同意を得た書面の写し (3) その他参考書類

別記第5号様式 (第15条関係)

勤務延長の状況報告書

第 号
年 月 日

和歌山県人事委員会委員長 様

任命権者 職 氏 名 印

職員の定年等に関する規則第15条第1項の規定に基づき、勤務延長の状況について別紙のとおり報告します。

別紙

年度に定年に達した職員に係る勤務延長の状況

氏 名			
生 年 月 日	年 月 日生 (満 歳)		
定 年 年 齡	歳		
定 年 退 職 日	年 月 日		
所 属 部 課 名 役 職 名			
給 料	職給料表 級 号給		
勤 務 延 長 の 理 由			
勤 務 延 長 の 期 限	年 月 日		
そ の 他 参 考 事 項			

添付書類 (1) 勤務記録カードの写し (2) その他参考書類

別記第6号様式 (第15条関係)

異動期間の延長の状況報告書

第 号
年 月 日

和歌山県人事委員会委員長 様

任命権者 職 氏 名 印

職員の定年等に関する規則第15条第2項の規定に基づき、異動期間の延長の状況について別紙のとおり報告します。

別紙

異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る異動期間の延長の状況

氏 名			
生 年 月 日	年 月 日生 (満 歳)		
管 理 監 督 職 勤 務 上 限 年 齢	歳		
異 動 期 間 の 末 日	年 月 日		
所 属 部 課 名 役 職 名			
給 料	職給料表 級 号給		
異 動 期 間 の 延 長 の 理 由			
延 長 し た 異 動 期 間 の 末 日	年 月 日		
そ の 他 参 考 事 項			

添付書類 (1) 勤務記録カードの写し (2) その他参考書類

別記第7号様式 (第15条関係)

定年前再任用の状況報告書

第 号
年 月 日

和歌山県人事委員会委員長 様

任命権者 職 氏 名

職員の定年等に関する規則第15条第3項の規定に基づき、定年前再任用の状況について別紙のとおり報告します。

別紙

定年前再任用の状況

No.	氏 名	生 年 月 日	定 年 年 齢	退職日	退職時 の所属 部課名	再任用時の 給 料	再任用後の 所属部課名	再任用の 任 期	備考
1									
2									
3									

添付書類 (1) 勤務記録カードの写し (2) その他参考書類

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の職員の定年等に関する規則（次項において「新規則」という。）第12条の規定による定年前再任用（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第42号。以下「改正条例」という。）による改正後の職員の定年等に関する条例（昭和59年和歌山県条例第3号。第4項及び第10項において「新条例」という。）第12条の規定により採用することをいう。）の手續及び第6項の規定による暫定再任用（改正条例附則第6項、第7項、第11項又は第12項の規定により採用することをいう。以下同じ。）の手續は、この規則の施行前においても行うことができる。

(改正条例附則第3項の規定による勤務についての準用)

- 3 第4条並びに新規則第2条、第3条、第5条、第14条（第1号から第6号までに係る部分に限る。）及び第15条第1項の規定は、改正条例附則第3項の規定による勤務について準用する。この場合において、新規則別記第2号様式中「職員の定年等に関する条例第4条第2項」とあるのは、「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第42号）附則第3項」と読み替えるものとする。

(改正条例附則第4項の人事委員会で定める職及び職員)

- 4 改正条例附則第4項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年（同項に規定する新条例定年をいう。以下この項において同じ。）が基準日の前日における新条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、改正条例による改正前の職員の定年等に関する条例（第5項において「旧条例」という。）第3条に規定する定年に準じた年齢）を超える職（当該職に係る定年が新条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。）とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職

- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

- 5 改正条例附則第4項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、旧条例第3条に規定する定年に準じた年齢）に達している職員とする。

(暫定再任用をされることを希望する者に明示する事項)

- 6 任命権者は、暫定再任用を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に、次の各号に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 暫定再任用を行う職に係る職務内容

- (2) 暫定再任用を行う日及び任期の末日

- (3) 暫定再任用をされた場合の給与

- (4) 暫定再任用をされた場合の一週間当たりの勤務時間

- (5) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

(暫定再任用の選考に用いる情報)

- 7 改正条例附則第6項、第7項、第11項及び第12項の人事委員会規則で定める情報は、改正条例附則第6項及び第7項に規定する者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

- (2) 暫定再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(暫定再任用に係る人事異動通知書の交付)

- 8 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に職員の任用等に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第2号）第34条の規定による人事異動通知書（以下この項において「人事異動通

知書」という。)を交付しなければならない。ただし、第3号に該当する場合のうち、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認める場合は、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

(1) 暫定再任用を行う場合

(2) 暫定再任用職員(改正条例附則第9項に規定する暫定再任用職員をいう。次号及び第12項において同じ。)の任期を更新する場合

(3) 任期の満了により暫定再任用職員が当然に退職する場合

(改正条例附則第21項の人事委員会規則で定める短時間勤務の職並びに人事委員会規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員)

9 改正条例附則第21項の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下この項から第11項までにおいて同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢(新条例第12条に規定する短時間勤務の職(以下この項において「短時間勤務の職」という。))を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例第3条に規定する定年をいう。以下この項において同じ。)が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職(当該職に係る定年相当年齢が同条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

10 改正条例附則第21項の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。

11 改正条例附則第21項の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、第9項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員とする。

(暫定再任用に係る報告)

12 任命権者は、毎年5月末日までに、暫定再任用及び暫定再任用職員の任期の更新の状況報告書(附則別記様式)を提出して、前年度における暫定再任用及び暫定再任用職員の任期の更新の状況を人事委員会に報告しなければならない。

附則別記様式 (附則第12項関係)

暫定再任用及び暫定再任用職員の任期の更新の状況報告書

第 号
年 月 日

和歌山県人事委員会委員長 様

任命権者 職 氏 名 印

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則 (令和4年人事委員会規則第68号) 附則第12項の規定に基づき、暫定再任用及び暫定再任用職員の任期の更新の状況について別紙のとおり報告します。

別紙

暫定再任用及び暫定再任用職員の任期の更新の状況

No.	氏名	生年 月 日	定年 年 齢	定年 退職日	退職時 の所属 部課名	暫定再 任用時 の給料	暫定再任 用後の所 属部課名	暫定再 任用 の任期	更 新 後 の 任 期 ※1	更新時の 変更内容 ※2	備考
1									1		
									2		
									3		
									4		
2									1		
									2		
									3		
									4		
3									1		
									2		
									3		
									4		
									1		
									4		
									1		
								2			
								3			
								4			

添付書類 (1) 勤務記録カードの写し (2) その他参考書類

- ※1 「更新後の任期」の欄は、任期を更新した場合に、その任期の時期の早いものを1から順に記入すること。
- ※2 「更新時の変更内容」の欄は、任期を更新した際に所属名等が変更した場合に、「更新後の任期」の欄にある該当時期の番号とその変更内容を記入すること。

和歌山県人事委員会規則第69号

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月23日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則

(人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部改正)

第1条 人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則 (昭和27年和歌山県人事委員会規則第2号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第2条 人事委員会は、次に掲げる事項を事務局長に委任する。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) 次に掲げる条例及び規則の規定による任命権者との協議、任命権者への承認等に関すること。</p> <p>ア～そ 略</p> <p>(15)～(21) 略</p>	<p>第2条 人事委員会は、次に掲げる事項を事務局長に委任する。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) 次に掲げる条例及び規則の規定による任命権者との協議、任命権者への承認等に関すること。</p> <p>ア～そ 略</p> <p><u>た 職員の平成27年4月1月における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則 (平成27年和歌山県人事委員会規則第24号)</u></p> <p><u>ち 教育職員の平成27年4月1月における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則 (平成27年和歌山県人事委員会規則第25号)</u></p> <p><u>つ 警察官の平成27年4月1月における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則 (平成27年和歌山県人事委員会規則第26号)</u></p> <p>(15)～(21) 略</p>

第2条 人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第2条 人事委員会は、次に掲げる事項を事務局長に委任する。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11)・(12) 略</p> <p><u>(13) 次に掲げる条例及び規則の規定による任命権者との協議、任命権者への承認等に関すること。</u></p> <p>ア～コ 略</p> <p><u>サ 職員の定年等に関する条例 (昭和59年和歌山県条例第3号)</u></p> <p>シ～タ 略</p> <p><u>チ 職員の給与に関する条例附則第19項、第21項又は第22項の規定による給料に関する規則 (令和4年和歌山県人事委員会規則第65号)</u></p> <p><u>ツ 教育職員の給与に関する条例附則第14項、第16項又は第17項の規定による給料に関する規則 (令和4年和歌山県人事委員会規則第66号)</u></p> <p><u>テ 警察職員の給与に関する条例附則第12項、第14項、第16項又は第17項の規定による給料に関する規則 (令和4年和歌山県人事</u></p>	<p>第2条 人事委員会は、次に掲げる事項を事務局長に委任する。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11) 勤務延長 (職員の定年等に関する規則 (昭和60年和歌山県人事委員会規則第6号) 第2条に規定する勤務延長をいう。) の期限の延長及び勤務延長職員の異動の承認に関すること。</u></p> <p>(12)・(13) 略</p> <p><u>(14) 次に掲げる条例及び規則の規定による任命権者との協議、任命権者への承認等に関すること。</u></p> <p>ア～コ 略</p> <p>サ～ソ 略</p>

委員会規則第67号)
(14)～(20) 略

(15)～(21) 略

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第17号

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月23日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>条例第8条の教育委員会規則で定める時間</u>) 第3条 <u>条例第8条の教育委員会規則で定める時間</u>は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に<u>定める時間</u>とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第22条の4第1項の規定により採用された職員</u>（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）前号の規定による時間に勤務時間<u>条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間</u>を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等の給料月額</u>の端数計算) 第5条の2 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>(1) <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> <u>条例第11条第2項</u></p> <p>(2) <u>育児短時間勤務職員等</u> 職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号。以下「<u>育児休業条例</u>」という。）第22条（<u>育児休業条例第25条</u>において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた<u>条例第12条第2項又は第3項</u></p>	<p>(<u>条例第8条の教育委員会規則で定める時間</u>) 第3条 <u>条例第8条の教育委員会規則で定める時間</u>は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に<u>掲げる時間</u>とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員</u>で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）前号の規定による時間に勤務時間<u>条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間</u>を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(<u>再任用短時間勤務職員等の給料月額</u>の端数計算) 第5条の2 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>(1) <u>再任用短時間勤務職員</u> <u>条例第11条の2</u></p> <p>(2) <u>育児短時間勤務職員等</u> 職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号。以下「<u>育児休業条例</u>」という。）第22条（<u>育児休業条例第25条</u>において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた<u>条例第11条第2項、第12条第2項若しくは第3項、市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成22年和歌山県条例第59号）附則第5項（同条例附則第6項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条例附則第4項、市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成23年和歌山県条例第52号）附則第5項（同条例附則第6項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条例附則第4項、市町村立学校職員の給与に関する条例（平成25年和歌山県条例第25号）附則第3項（同条例附則第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条例附則第2項又は市町村立学校職員の給与に関する条例の一部</u></p>

(給料の調整額)

第5条の3 条例第12条の2に規定する職員(次項に掲げる職員を除く。)の給料の調整額は、調整基本額に調整数として1を乗じて得た額とする。

2 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額に調整数として1を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員 勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

(2) 育児短時間勤務職員等 勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

3 前2項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が給料月額(前項各号に掲げる職員にあっては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。)の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額)とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第1に掲げる額

(2) 前項第1号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第1の2に掲げる額

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額を給料の調整額とする。

5 第1項、第2項及び前項の規定による給料の調整額並びに第3項に規定する調整基本額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって、これらの規定の額とする。

(管理職手当)

第8条 条例第17条の2に規定する管理職手当を支給される職員は、別表第2の職の欄に掲げる職を占める職員とし、当該職員に支給される管理職手当の額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員の職に係る別表第2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、別表第2の2ア及びイの表の管理職手当の欄に掲げる額(定年前再任用短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務

を改正する条例(平成25年和歌山県条例第68号)附則第3項(同条例附則第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた同条例附則第2項

(給料の調整額)

第5条の3 条例第12条の2に規定する職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第1に掲げる調整基本額(その額が給料月額の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)に調整数として1を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、再任用短時間勤務職員の給料の調整額は前項の規定により算定した額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等の給料の調整額は前項の規定により算定した額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

。

(管理職手当)

第8条 条例第17条の2に規定する管理職手当を支給される職員は、別表第2の職の欄に掲げる職を占める職員とし、当該職員に支給される管理職手当の額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員の職に係る別表第2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、別表第2の2ア及びイの表の管理職手当の欄に掲げる額(再任用短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を

時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2・3 略

(超過勤務手当、休日勤務手当及び夜勤手当)

第9条の2 略

2 条例第17条第3項の教育委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める時間とする。

- (1) 条例第7条第1号に規定する祝日法による休日等又は年末年始の休日等(以下この項及び第6項において「休日等」という。)が属する週に、職員が当該休日等において勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)中に勤務することを命ぜられ、条例第19条の2の規定により休日勤務手当が支給されることとなる場合において、当該週に週休日の振替等(勤務時間条例第5条の規定により、勤務日(勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により勤務時間が割り振られた日)をいう。以下この項において同じ。)のうち職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年和歌山県人事委員会規則第1号)第3条第1項に規定する期間内にある勤務日を週休日(勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日)をいう。以下この条において同じ。)に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間若しくは3時間45分を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間若しくは3時間45分の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。)により勤務時間が割り振られたとき 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる時間

ア・イ 略

- (2) 交替制等勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員について、38時間45分に満たない勤務時間が割り振られている週に週休日の振替等により勤務時間が割り振られたとき(前号に該当する場合を除く。) 次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に掲げる時間

ア・イ 略

3～11 略

附 則

(施行期日等)

1 略

(和歌山県公立学校職員当直手当支給規則の廃止)

2 略

(扶養手当に関する経過措置)

3 略

同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2・3 略

(超過勤務手当、休日勤務手当及び夜勤手当)

第9条の2 略

2 条例第17条第3項の教育委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる時間とする。

- (1) 条例第7条第1号に規定する祝日法による休日等又は年末年始の休日等(以下この項及び第6項において「休日等」という。)が属する週に、職員が当該休日等において勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)中に勤務することを命ぜられ、条例第19条の2の規定により休日勤務手当が支給されることとなる場合において、当該週に週休日の振替等(勤務時間条例第5条の規定により、勤務日(勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により勤務時間が割り振られた日)をいう。以下この項において同じ。)のうち職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年和歌山県人事委員会規則第1号)第3条第1項に規定する期間内にある勤務日を週休日(勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日)をいう。以下この条において同じ。)に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間若しくは3時間45分を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間若しくは3時間45分の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。)により勤務時間が割り振られたとき 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる時間

ア・イ 略

- (2) 交替制等勤務職員、再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員について、38時間45分に満たない勤務時間が割り振られている週に週休日の振替等により勤務時間が割り振られたとき(前号に該当する場合を除く。) 次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に掲げる時間

ア・イ 略

3～11 略

附 則

1 略

2 略

3 略

4・5 略

(条例附則第11項の規定の適用を受ける職員の給料の調整額)

6 条例附則第11項の規定の適用を受ける職員に対する第5条の3第3項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」と、同項第1号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

(条例附則第11項の規定の適用を受ける職員の管理職手当の支給額)

7 条例附則第11項の規定の適用を受ける職員に対する第8条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

(条例附則第11項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等の給料月額の端数計算)

8 育児休業条例附則第9項（同条例附則第10項の規定により読み替えられた育児休業条例第25条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた条例附則第11項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等について、同項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該育児短時間勤務職員等の給料月額とする。

4・5 略

別表第1中「調整基本額表（第5条の3関係）」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員調整基本額表（第5条の3関係）」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第1の2 定年前再任用短時間勤務職員調整基本額表（第5条の3関係）

ア 小学校、中学校等教育職員給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,800円
2 級	8,100円
特 2 級	8,900円
3 級	10,000円
4 級	12,200円

イ 高等学校等教育職員給料表

職務の級	調整基本額
1 級	7,000円
2 級	8,200円
特 2 級	9,100円
3 級	10,200円
4 級	12,500円

別表第2の2中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定（「掲げる時間」を「定める時間」に改める部分に限る。）及び第9条の2第2項の改正規定（第2号に係るものを除く。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第56号）附則第3項に規定する暫定再任用職員は、この規則による改正後の市町村立学校職員の給与に関する規則（以下この項から第4項までにおいて「新規則」という。）第3条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、新規則第5条の3第3項及び第8条第1項の規定を適用する。
- 3 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第3項に規定する暫定再任用短時間勤務職員（次項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則第3条、第5条の2、第5条の3第2項及び第9条の2第2項の規定を適用する。
- 4 市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）第12条の2の規定により給料の調整を行う職（次項において「給料の調整額適用職」という。）を占める地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下この項及び次項において「改正法」という。）附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する改正法附則第4条第1項又は第6条第1項の規定により採用された職員（次項において「特定暫定再任用職員」という。）のうち、当該職に係る職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第42号）による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年和歌山県条例第3号。以下この項において「旧定年条例」という。）第3条に規定する年齢（改正法の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、これらの職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢）に達した日が施行日の前日以前である職員であって、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、新規則第5条の3及び前2項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に調整数として1を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務職員にあってはその額に新規則第5条の3第2項第1号に定める数を、

同項第2号に掲げる職員にあってはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額) (その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給料月額額の100分の25を超えるときは、給料月額額の100分の25に相当する額 (その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) を給料の調整額として支給する。

5 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員 (施行日前に改正法による改正前の地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。次号及び第3号において同じ。) であった職員であって、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員 (第3号に掲げる職員を除く。) 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額

(2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなった特定暫定再任用職員 (次号に掲げる職員を除く。) 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとした場合に市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例による改正前の市町村立学校職員の給与に関する条例 (次号において「旧条例」という。) 及びこれに基づく教育委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎としてこの規則による改正前の市町村立学校職員の給与に関する規則 (次号において「旧規則」という。) 第5条の3第1項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

(3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった特定暫定再任用職員 (給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となったものを含む。) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなったとした場合 (次に掲げる場合に2回以上該当することとなった場合にあっては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなったとした場合) に、旧条例及びこれに基づく教育委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として旧規則第5条の3第1項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

ア 給料表の適用を異にする異動をした場合

イ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合 (同日に旧法再任用職員でなかった者にあっては同日に旧法再任用職員になったとした場合に、同日後にアに掲げる場合に該当した者にあっては同日にアに掲げる場合に該当することとなったとした場合に、それぞれ旧条例及びこれに基づく教育委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合)

和歌山県教育委員会規則第18号

産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月23日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則

産業教育手当支給に関する規則 (昭和32年和歌山県教育委員会規則第12号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(定年前再任用短時間勤務職員等の端数計算)
 第2条の2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員、同法第17条の規定により短時間勤務をしている職員又は同法第18条第1項に規定する短時間勤務職員について、前条の規定による産業教育手当の月額に1円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額をもって当該職員の産業教育手当の月額とする。

(再任用短時間勤務職員等の端数計算)
 第2条の2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員、同法第17条の規定により短時間勤務をしている職員又は同法第18条第1項に規定する短時間勤務職員について、前条の規定による産業教育手当の月額に1円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額をもって当該職員の産業教育手当の月額とする。

(支給方法)
 第4条 略

(支給方法)
 第4条 略

第5条 産業教育手当は、月の1日から末日までの間において、引き続き16日以上次の各号の1に該当する場合には、支給しない。

第5条 産業教育手当は、月の1日から末日までの間において、引き続き16日以上次の各号の1に該当する場合には、支給しない。

- (1)・(2) 略
- (3) 勤務しなかった場合(条例第22条第1項の場合及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「補償法」という。)第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年和歌山県条例第5号)第3条第1項に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同法第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。)又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年和歌山県条例第56号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)第3条第1号に規定する派遣職員、公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者若しくは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第79条第1項に規定する地方派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤(派遣先の業務に係る就業の場所を補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項に規定する通勤に該当するものに限る。)による負傷若しくは疾病により、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号)第13条に規定する病気休暇の承認を受けた場合を除く。)

- (1)・(2) 略
- (3) 勤務しなかった場合(条例第22条第1項の場合及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「補償法」という。)第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年和歌山県条例第5号)第3条第1項に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同法第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。)又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年和歌山県条例第56号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)第3条第1号に規定する派遣職員、公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者若しくは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第79条第1項に規定する地方派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤(派遣先の業務に係る就業の場所を補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項に規定する通勤に該当するものに限る。)による負傷若しくは疾病により、条例第5条第3号の規定に基づいて、給与の額から控除しないことについて特に承認のあった場合を除く。)

付 則
 (施行期日等)

付 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和32年10月1日から適用する。

この規則は、公布の日から施行し、昭和32年10月1日から適用する。

(産業教育手当の支給額の特例措置)
 2 条例附則第14項、第16項又は第17項の規定による給料を支給される職員に対する第2条の規定の適用については、同条の規定中「給料月額」とあるのは「給料月額と条例附則第14項、第16項又は第17項の規定による給料の額との合計額」とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第5条第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第19号

定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月23日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則

定時制通信教育手当支給に関する規則 (昭和35年和歌山県教育委員会規則第19号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定年前再任用短時間勤務職員等の端数計算) 第2条の2 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第22条の4 第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員、地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成3年法律第110号) 第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員、同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員又は同法第18条第1項に規定する短時間勤務職員について、前条の規定による定時制通信教育手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の定時制通信教育手当の月額とする。</p> <p>(支給方法) 第4条 略</p> <p>第5条 定時制通信教育手当は、月の1日から末日までの間において引き続き16日以上次の各号の一に該当する場合には、支給しない。 (1)・(2) 略 (3) 勤務しなかった場合 (教育職員給与条例第22条第1項又は市町村立学校職員給与条例第23条第1項の場合及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法 (昭和42年法律第121号。以下「補償法」という。) 第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病 (外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 (昭和63年和歌山県条例第5号) 第3条第1項に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同法第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。) 又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 (平成13年和歌山県条例第56号。以下「公益的法人等派遣条例」という。) 第3条第1号に規定する派遣職員、公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者若しくは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成11年法律第117号) 第79条第1項に規定する地方派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法 (昭和22年法律第50号) 第7条第2項に規定する通勤 (派遣先の業務に係る就業の場所を補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項に規定する通勤に該当するものに限る。) による負傷若しくは疾病により、<u>職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成7年和歌山県条例第6号) 第13条に規定する病気休暇の承認を受けた場合を除く。</u>)</p>	<p>(再任用短時間勤務職員等の端数計算) 第2条の2 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第28条の4 第1項若しくは第28条の5 第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの、地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成3年法律第110号) 第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員、同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員又は同法第18条第1項に規定する短時間勤務職員について、前条の規定による定時制通信教育手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の定時制通信教育手当の月額とする。</p> <p>(支給方法) 第4条 略</p> <p>第5条 定時制通信教育手当は、月の1日から末日までの間において引き続き16日以上次の各号の一に該当する場合には、支給しない。 (1)・(2) 略 (3) 勤務しなかった場合 (教育職員給与条例第22条第1項又は市町村立学校職員給与条例第23条第1項の場合及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法 (昭和42年法律第121号。以下「補償法」という。) 第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病 (外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 (昭和63年和歌山県条例第5号) 第3条第1項に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同法第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。) 又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 (平成13年和歌山県条例第56号。以下「公益的法人等派遣条例」という。) 第3条第1号に規定する派遣職員、公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者若しくは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成11年法律第117号) 第79条第1項に規定する地方派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法 (昭和22年法律第50号) 第7条第2項に規定する通勤 (派遣先の業務に係る就業の場所を補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項に規定する通勤に該当するものに限る。) による負傷若しくは疾病により、<u>教育職員給与条例第5条第3号又は市町村立学校職員給与条例第7条第3号の規定に基づいて、給与の額から控除しないことについて特に承認のあった場合を除く。</u>)</p>

付 則
3 略
(定時制通信教育手当の支給額の特例措置)
4 <u>教育職員給与条例附則第14項、第16項又は第17項の規定による給料を支給される職員に対する第2条の規定の適用については、同条の規定中「給料月額」とあるのは「給料月額と教育職員給与条例附則第14項、第16項又は第17項の規定による給料の額との合計額」とする。</u>
5 <u>市町村立学校職員給与条例附則第13項、第15項又は第16項による給料を支給される職員に対する第2条の規定の適用については、同条の規定中「給料月額」とあるのは「給料月額と市町村立学校職員給与条例附則第13項、第15項又は第16項の規定による給料の額との合計額」とする。</u>

付 則
3 略

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第5条第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第20号

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月23日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則（昭和33年和歌山県教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(<u>定年前再任用短時間勤務職員、修学部分休業職員及び高齢者部分休業職員に係る通勤手当の減額</u>)	(再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額)
第8条の2 略	第8条の2 略
(支給単位期間)	(支給単位期間)
第12条の3 略	第12条の3 略
2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。	2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。
(1) <u>法第28条の6第1項の規定による退職その他の離職をすること。</u>	(1) <u>法第28条の2の規定による退職その他の離職をすること。</u>
(2)～(5) 略	(2)～(5) 略
第12条の4 略	第12条の4 略

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第21号

市町村立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月23日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

市町村立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成2年和歌山県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(権衡職員の範囲等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第17条の5第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）をされたこと（以下この号及び第7号において「採用」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員</p> <p>(2)～(8) 略</p>	<p>(権衡職員の範囲等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第17条の5第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定による採用（<u>法第28条の2第1項の規定により退職した日（法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。</u>）をされたこと（以下「採用」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員</p> <p>(2)～(8) 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第5条第3項の改正規定（「以下「採用」を「以下この号及び第7号において「採用」に改める部分に限る。」）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、市町村立学校職員の単身赴任手当に関する規則第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する公署に通勤することが同規則第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用職員（市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第56号）附則第3項に規定する暫定再任用職員をいう。）は、市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）第17条の5第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める職員とする。

(1) 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下この号及び次号並びに次項において「改正法」という。）附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する改正法附則第4条第1項又は第6条第1項の規定による採用（改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下この号において「旧法」という。）第28条の2第1項の規定により退職した日（旧法第28条の3又は改正法附則第3条第5項若しくは第6項の規定により勤務した後退職した日及び旧法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する改正法附則第4条第1項若しくはは

第6条第1項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

(2) 改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する改正法附則第4条第2項又は第6条第2項の規定による採用 (改正法による改正後の地方公務員法 (以下この号及び次項において「新法」という。)) 第28条の6第1項の規定により退職した日 (新法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び新法第22条の4第1項又は改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する改正法附則第4条第2項若しくは第6条第2項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

3 改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する改正法附則第4条第2項又は第6条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に新法第22条の4第1項の規定により採用された職員に対するこの規則による改正後の市町村立学校職員の単身赴任手当に関する規則第5条第3項の規定の適用については、同項第1号中「退職した日」とあるのは、「退職した日 (地方公務員法の一部を改正する法律 (令和3年法律第63号) 附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法附則第4条第2項又は第6条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。))」とする。

4 この規則による改正前の市町村立学校職員の単身赴任手当に関する規則第5条第3項第1号の規定は、この規則の施行の日前に同号に該当する職員については、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

和歌山県教育委員会規則第22号

市町村立学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月23日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

市町村立学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則 (平成3年和歌山県教育委員会規則第13号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(管理職員特別勤務手当の額等) 第2条 条例第17条の6第3項第1号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の<u>区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 次号に掲げる職員以外の管理職員 (前条に規定する職員をいう。以下この号及び次号並びに次条において同じ。) <u>次に掲げる当該管理職員の占める職に係る市町村立学校職員の給与に関する規則 (昭和29年和歌山県教育委員会規則第5号。以下「規則」という。)) 別表第2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> <u>ア 1種 8,000円</u> <u>イ 2種及び3種 6,000円</u> <u>ウ 4種及び5種 4,000円</u></p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 (条例第11条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。次条第1項第2号において同じ。) である管理職員 <u>次に掲げる当該管理職員の占める職に係る規則別表第2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> <u>ア 1種 7,000円</u> <u>イ 2種及び3種 5,000円</u></p>	<p>(管理職員特別勤務手当の額等) 第2条 条例第17条の6第3項第1号の教育委員会規則で定める額は、市町村立学校職員の給与に関する規則 (昭和29年和歌山県教育委員会規則第5号。以下「規則」という。) 別表第2の支給区分に応じ、次の各号に掲げる額とする</p> <p>(1) <u>1種 8,000円</u></p> <p>(2) <u>2種及び3種 6,000円</u></p>

ウ 4種及び5種 3,000円

2 略

第3条 条例第17条の6第3項第2号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る規則別表第2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 1種 4,000円

イ 2種及び3種 3,000円

ウ 4種及び5種 2,000円

(2) 定年前再任用短時間勤務職員である管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る規則別表第2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 1種 3,500円

イ 2種及び3種 2,500円

ウ 4種及び5種 1,500円

2 条例第17条の6第1項の勤務をした後、引き続き同条第2項の勤務をした管理職員には、その引き続き勤務に係る同条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成4年1月1日から施行する。

(条例附則第11項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額)

2 条例附則第11項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第1項及び第3条第1項の規定の適用については、当分の間、第2条第1項第1号及び第3条第1項第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

(3) 4種及び5種 4,000円

2 略

第3条 条例第17条の6第3項第2号の教育委員会規則で定める額は、規則別表第2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。

(1) 1種 4,000円

(2) 2種及び3種 3,000円

(3) 4種及び5種 2,000円

2 条例第17条の6第1項の勤務をした後、引き続き同条第2項の勤務をした管理職員(同条第1項に規定する管理職員をいう。)には、その引き続き勤務に係る同条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

附 則

この規則は、平成4年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定(「次の各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改める部分に限る。)及び第3条第1項の改正規定(「次の各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年和歌山県条例第56号)附則第3項に規定する暫定再任用職員は、この規則による改正後の市町村立学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則(以下この項において「新規則」という。)第2条第1項第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同項及び新規則第3条第1項の規定を適用する。

和歌山県教育委員会規則第23号

市町村立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月23日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

市町村立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の住居手当に関する規則 (昭和50年和歌山県教育委員会規則第6号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(権衡職員の範囲) 第4条 条例第16条の4第1項第2号の教育委員会規則で定める職員は、市町村立学校職員の単身赴任手当に関する規則 (平成2年和歌山県教育委員会規則第2号。以下「単身赴任手当規則」という。) 第5条第3項に該当する職員 (地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第22条の4第1項の規定により採用された職員を除く。) で、単身赴任手当規則第5条第3項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転 (国家公務員、職員以外の地方公務員又はこれらに準ずる者として教育委員会規則で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあつては、当該適用) の直前の住居であった住宅 (職員の居住の用に供するための職員住宅並びに前条に規定する職員住宅及び住宅を除く。) 又はこれに準ずるものとして教育委員会の定める住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。</p>	<p>(権衡職員の範囲) 第4条 条例第16条の4第1項第2号の教育委員会規則で定める職員は、市町村立学校職員の単身赴任手当に関する規則 (平成2年和歌山県教育委員会規則第2号。以下「単身赴任手当規則」という。) 第5条第3項に該当する職員 (地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員を除く。) で、単身赴任手当規則第5条第3項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転 (国家公務員、職員以外の地方公務員又はこれらに準ずる者として教育委員会規則で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあつては、当該適用) の直前の住居であった住宅 (職員の居住の用に供するための職員住宅並びに前条に規定する職員住宅及び住宅を除く。) 又はこれに準ずるものとして教育委員会の定める住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第24号

市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月23日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則 (昭和51年和歌山県教育委員会規則第6号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(義務教育等教員特別手当の月額) 第2条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額 (定年再任用短時間勤務職員 (条例第11条第2項に規定する定年再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。) にあつてはその額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。) 第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。) 第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条</p>	<p>(義務教育等教員特別手当の月額) 第2条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額 (再任用短時間勤務職員 (条例第11条の2に規定する再任用短時間勤務職員をいう。) にあつてはその額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。) 第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。) 第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間</p>

第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員（以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。）にあってはその額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

(1) 条例第21条の2第1項に規定する職員で小学校、中学校等教育職員給料表の適用を受けるもの又は育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員小学校、中学校等教育職員給料表の適用を受けるものその者の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が定年前再任用短時間勤務職員又は育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員であるときはその者の属する職務の級とする。以下同じ。）に対応する別表第1に掲げる額

(2)・(3) 略

附 則
(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

(条例附則第11項の規定の適用を受ける職員の支給額)

2 条例附則第11項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条各号列記以外の部分中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

で除して得た数を、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員（以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。）にあってはその額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

(1) 条例第21条の2第1項に規定する職員で小学校、中学校等教育職員給料表の適用を受けるもの又は育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員小学校、中学校等教育職員給料表の適用を受けるものその者の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が再任用職員（条例第11条第2項に規定する再任用職員をいう。）又は育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員であるときはその者の属する職務の級とする。以下同じ。）に対応する別表第1に掲げる額

(2)・(3) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

別表第1及び別表第2中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則
(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定（「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第56号）附則第3項に規定する暫定再任用職員（同項に規定する暫定再任用短時間勤務職員（次項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）は、この規則による改正後の市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（以下この項及び次項において「新規則」という。）第2条に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、新規則第2条第1号、別表第1及び別表第2の規定を適用する。

3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則第2条、別表第1及び別表第2の規定を適用する。

和歌山県教育委員会規則第25号

市町村立学校職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

令和4年12月23日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

市町村立学校職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則を廃止する規則

市町村立学校職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則(平成27年和歌山県教育委員会規則第16号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第26号

市町村立学校職員の給与に関する条例附則第13項、第15項又は第16項の規定による給料に関する規則を次のように定める。

令和4年12月23日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

市町村立学校職員の給与に関する条例附則第13項、第15項又は第16項の規定による給料に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号。以下「条例」という。)附則第13項、第15項又は第16項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理監督職 職員の定年等に関する条例(昭和59年和歌山県条例第3号。次号、第3号及び第5条第1項において「定年条例」という。)第6条に規定する職をいう。
- (2) 異動期間 定年条例第9条第1項に規定する異動期間(同条各項の規定により延長された期間を含む。)をいう。
- (3) 特例任用後降任等職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、条例附則第13項に規定する異動日(以下「異動日」という。)の前日において第1項特例任用職員(定年条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)又は第3項特例任用職員(同条第3項又は第4項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)であったものをいう。
- (4) 特定日 条例附則第11項に規定する特定日をいう。
- (5) 降格 市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県教育委員会規則第3号。以下「初任給規則」という。)第2条第3号に規定する降格のうち、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。
- (6) 初任給基準異動 職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)第8条第1項、教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)第8条第3項、条例第10条第1項及び警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)第7条第3項の給料表(以下「給料表」という。)の適用を異にしない初任給規則別表第6に定める初任給基準表(第6条第1項第1号において「初任給基準表」という。)に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- (7) 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
- (8) 降号 初任給規則第2条第4号に規定する降号をいう。
- (9) 上限額 条例第10条の2第2項の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項又は第17条の規定による勤務(以下「育児短時間勤務等」という。))をしている職員にあっては、当該給料月額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号)第2条第2項の規定により定められた当該職

員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(第4条第1項第3号及び第6条第1項第3号において「算出率」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をいう。

(10) その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。

(条例附則第13項の教育委員会規則で定める職員)

第3条 条例附則第13項の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。)のうち、次に掲げる職員

ア 異動日以後に初任給基準異動をした職員

イ 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員

ウ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。)

エ 異動日以後に教育委員会が人事委員会と協議してその号給を決定した職員

(2) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。)をされた職員

(他の職への降任等をされた職員に対する条例附則第15項の規定による給料の支給)

第4条 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。)

であつて、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に条例附則第11項の規定により当該職員が受ける給料月額(特定日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第4条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(第3項の規定の適用を受ける職員を除く。))を除く。)には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第15項の規定による給料として支給する。

(1) 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動(以下「給料表異動等」という。)をした職員(第4号に掲げる職員を除く。) 異動日の前日に当該給料表異動等があつたものとした場合(給料表異動等が2回以上あつた場合にあつては、同日にそれらの給料表異動等が順次あつたものとした場合)に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額

(2) 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員(第4号に掲げる職員を除く。) 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格又は降号を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

(3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。) 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額

(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額

(4) 異動日以後に教育委員会が人事委員会と協議してその号給を決定した職員 教育委員会が人事委員会と協議して定める額

(5) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第4条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(前項の規定の適用を受ける職員を除く。)には、教育委員会が人事委員会と協議して定める日以後、教育委員会が人事委員会と協議して定める額を、条例附則第15項の規定による給料として支給する。

(特例任用後降任等職員に対する条例附則第15項の規定による給料の支給)

第5条 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日(定年条例第9条第1項から第4項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に条例附則第11項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「異動日給料月額」という。)が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「第5条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次条第1項第1号から第5号まで、第3項並びに第4項に該当する職員を除く。)には、異動日以後、第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第15項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

第6条 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に条例附則第11項の規定により当該職員が受ける給料月額(異動日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第6条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(第3項の規定の適用を受ける職員を除く。))を除く。)には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第15項の規定による給料として支給する。

- (1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
 - (2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（初任給規則第24条第3項に該当するものを除く。以下この号において同じ。）又は降号をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格又は降号を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
 - (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
 - ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
 - イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
 - (4) 仮定異動期間末日以後に教育委員会が人事委員会と協議してその号給を決定した職員 教育委員会が人事委員会と協議して定める額
 - (5) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であつて、第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第6条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 第1項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、教育委員会が人事委員会と協議して定める日以後、教育委員会が人事委員会と協

議して定める額を、条例附則第15項の規定による給料として支給する。

(降任等相当給料表異動をした職員に対する条例附則第16項の規定による給料の支給)

第7条 降任等相当給料表異動(法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。)をした職員(第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第4項において同じ。)であって、降任等相当転任日(当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。)の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第4項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特定日に条例附則第11項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額(当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第7条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、特定日以後、第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第16項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第7条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第11項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、教育委員会が人事委員会と協議して定める日以後、教育委員会が人事委員会と協議して定める額を、条例附則第16項の規定による給料として支給する。

(1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員

(2) 降任等相当転任日から特定日までの間に降格又は降号をした職員

(3) 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。)

(4) 降任等相当転任日以後に教育委員会が人事委員会と協議してその号給を決定した職員

第8条 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第4項各号に掲げる職員を除く。)のうち、降任等相当転任日に条例附則第11項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「転任日給料月額」という。)が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第8条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第16項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第8条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第11項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、教育委員会が人事委員会と協議して定める日以後、教育委員会が人事委員会と協議して定める額を、条例附則第16項の規定による給料として支給する。
- (1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
 - (2) 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格（初任給規則第24条第3項に該当するものを除く。）又は降号をした職員
 - (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
 - (4) 仮定異動期間末日以後に教育委員会が人事委員会と協議してその号給を決定した職員
（特例任用期間降格等職員に対する条例附則第16項の規定による給料の支給）
- 第9条 特例任用期間降格等職員（第3項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（初任給規則第24条第3項の規定によるものに限る。）をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となった職員をいう。以下この条において同じ。）であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特例任用期間降格等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）に条例附則第11項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第9条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となった日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第16項の規定による給料として支給する。
- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
 - (2) 仮定異動期間末日以後に給料表異動（当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。）をした職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日に特例任用期間降格等職員となった日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があったものとした場合の特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得

た額

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
 - 3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第9条基礎給料月額は、第1項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
 - 4 特例任用期間降格等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第11項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、教育委員会が人事委員会と協議して定める日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、教育委員会が人事委員会と協議して定める額を、条例附則第16項の規定による給料として支給する。
 - (1) 特例任用期間降格等職員となった日の翌日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に初任給規則第2条第2号に規定する昇格をした職員
 - (2) 特例任用期間降格等職員となった日以後に給料表異動等（給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。）をした職員
 - (3) 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となった日までの間に降格（初任給規則第24条第3項に該当するものを除く。）又は降号をした職員
 - (4) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
 - (5) 仮定異動期間末日以後に教育委員会が人事委員会と協議してその号給を決定した職員
（人事交流等職員に対する条例附則第16項の規定による給料の支給）
- 第10条 初任給規則第17条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に条例附則第11項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして条例附則第11項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第10条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日）以後、第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第16項の規定による給料として支給する。
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
 - 3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日（人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。）までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前2項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第10条

基礎給料月額、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であつて、人事交流等職員となつた日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第11項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、教育委員会が人事委員会と協議して定める日以後、教育委員会が人事委員会と協議して定める額を、条例附則第16項の規定による給料として支給する。

- (1) かつて第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて初任給規則第17条各号に掲げる者となり引き続いて人事交流等職員となつたもの及びこれに準ずるもの
- (2) 人事交流等職員となつた日以後に給料表異動等をした職員
- (3) 人事交流等職員となつた日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
- (4) 人事交流等職員となつた日(特定日前に人事交流等職員となつた場合にあつては特定日)以後に育児短時間勤務等をした職員
- (5) 人事交流等職員となつた日以後に教育委員会が人事委員会と協議してその号給を決定した職員
(この規則により難い場合の措置)

第11条 条例附則第13項、第15項又は第16項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ教育委員会が人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、条例附則第13項、第15項又は第16項の規定による給料の支給に関し必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。